

荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(五)

山寺(小野)美紀子

凡例(補遺)

「荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(一)」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三〇巻、二〇一三年)に載せた凡例と重複する事項は除く。

〈現代語訳・訳注〉

一、本書『楽律考』の内容に対する理解を深めるため、訳注作成にあたっては、本書の周辺資料である徂徠の他の著述や、荻生北溪による本書に関連する著述、及び本書の注釈本等から、関連する箇所を挙げて、照合、参照した。今回、本稿(訳注稿(五))で使用した周辺資料は、左に示すとおりである。なお、ここに載せるもののほかに参照した他の文献は、巻末の参考文献表に載せた。

1. 荻生徂徠著・荻生北溪補・中根元圭関『度量衡考』所収(徂徠著)「度考」(川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房 所収)
2. 荻生徂徠著『周尺考』(駁朱度考)(川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房 所収)
3. 荻生北溪著『楽律考解』(無窮会神習文庫所蔵『楽律考』[2475]〔無窮会本〕所収)

4. 「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」（国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』〔特83-1〕第五七冊 所収）
 5. 「荻生考（第六二冊）」所収「周尺ノ考」・「歴代尺ノ考」・「黍ノ考」・「楽律ノ考」（国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』第六二冊 所収）
 6. 『楽律考』の山県大弼注（甲陽図書刊行会校訂『山県大弼遺著』一九一四年、甲陽図書刊行会 所収）
 7. 『楽律考』の蒔田雁門注（無窮会織田文庫所蔵『大楽発揮摘註』〔オ128〕〔雁門摘註本〕巻上 所収）
 8. 荻生徂徠著『楽制篇』（『大楽発揮摘註』（雁門摘註本）巻下、及び島根県立図書館所蔵、松原基編『消暑漫筆』一編二筆〔郷08/1252-2〕〔1 大楽発揮』〔巻二 楽制第二〕、関西大学図書館中村文庫所蔵『楽律考・大楽発揮』太宰純著『律呂通考』合写本〔24**1-688〕を併せて使用）
 9. 荻生徂徠著『琴学大意抄』、『幽蘭譜抄』（荻生家所蔵、荻生徂徠自筆稿本）
 10. 荻生徂徠が享保五年二月に有馬兵庫頭からの問いに答えた書二通の写し（東京女子大学図書館丸山眞明文庫所蔵荻生家文書の写真複製版「徂徠印譜、周尺、正徳元年までの荻生氏勤之覚、三五要略考ほか」〔登録番号〇一九七二七九〕所収）
- 一、訳注において、右の1は、読下しをそのまま引用し、該当頁を（ ）内に示す。3～8及び10の引用にあたっては、句読点・並列点を補い、あるいはもとから施されている句点ないし読点を適宜改め、漢字の異体字は原則として正字に改め、仮名の変体・略体・合字等は通行の字体に改め、仮名の濁点を補い、反復記号は該当する文字に改めて翻刻した。また、適宜（ ）内に送り仮名の不足を補い、書名を『』で括ったものもある。漢字片仮名交じり文中に散見する漢文体の箇所においては、右傍の（ ）内に書き下しを添えたものもある。代字・通用字・誤記と思しき箇所には、右傍に（ママ）と記したが、「黄鍾」と「應鍾」は「黄鍾」「應鍾」に改めず底本のままとした。
- 一、「荻生徂徠著『楽律考』訳注稿（一）」及び同（二）、「（三）」「（四）」〔『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三〇巻、二〇一三年、第三一巻、二〇一四年、第三二巻、二〇一五年、第三三巻、二〇一六年〕は、「訳注稿（一）」、「訳注稿（二）」、「訳注稿（三）」、「訳注稿（四）」と略記する。
- 一、本稿末に、「訳注稿（一）」、「訳注稿（三）」、「訳注稿（四）」の訂正事項を挙げる。

【九】

其後五代周時、王朴⁽¹⁾造律。其黃鐘、在黃鐘・大呂之間。⁽²⁾ 宋建隆時、和峴⁽³⁾以應鐘爲黃鐘。⁽⁴⁾ 崇寧時、魏漢津⁽⁵⁾以夷則爲黃鐘。⁽⁶⁾ 明洪武時、冷謙⁽⁷⁾以中呂爲黃鐘。⁽⁸⁾ 此歷代改律之大概也。

《訓読》

其の後、五代の周の時、王朴、律を造る。其の黄鐘^{クワウシヨウ}は、黄鐘^{クワウシヨウ}・大呂の間に在り。宋の建隆の時、和峴、応鐘を以て黄鐘^{クワウシヨウ}と爲す。崇寧の時、魏漢津、夷則を以て黄鐘^{クワウシヨウ}と爲す。明の洪武の時、冷謙、中呂を以て黄鐘^{クワウシヨウ}と爲す。此れ歴代律を改むるの大概なり。

《訳》

その後、五代の周（後周、九五ー九五九）の時、王朴は律（律管）を造った。その黄鐘^{こうしやう}（の音高）は、（周・漢の音律では）黄鐘^{こうしやう}と大呂の間（の音高に当たるもの）であった。宋の建隆年間（九六〇ー九六三）、和峴は、（周・漢の音律では）応鐘（に当たる音高）を黄鐘^{こうしやう}とした。崇寧年間（一一〇二ー一一〇六）、魏漢津は、（周・漢の音律の）夷則（に当たる音高）を黄鐘^{こうしやう}とした。明の洪武年間（一三六八ー一三八八）、冷謙は、（周・漢の音律の）仲呂（に当たる音高）を黄鐘^{こうしやう}とした。これは歴代の音律改変についての概略である。

《注》

(1) 王朴 王朴（九五ー九五九〔『旧五代史』に拠る〕あるいは九〇六ー九五九〔『新五代史』に拠る〕）、字は文伯、東平の人。『旧五代史』卷二八、『新五代史』卷三一に伝がある。五代後周の世宗の時、比部郎中、枢密使等を務め、軍事や治世に献策、参与したほか、天文・暦算・楽律に優れていたことから、詔を受けて『欽天曆』を作った。また、顯徳六年（九五九）には、朝廷雅楽の音律に関する詔を受けて、基準音である黄鐘の律管を、累黍の法により求め、黄鐘律管を含む十二律管を得た上で、律管に代わる調律器「律準」（十三絃から成り、柱を有する）を作り、且つ十二律の旋宮方法を定めて、認可されたという。『旧五代史』卷一九「周書」「世宗紀」に、「顯徳六年春正月……。是月、樞密使王朴詳定雅樂十二律旋相爲宮之法、并造律準、上之。詔尙書省集百官詳議、亦以爲可。語在樂志。」（一五七九頁）

とあり、卷二二八「王朴伝」に、「王朴、字文伯、東平人也。」（二六七九頁）「其筆述之外、多所該綜、至如星緯聲律、莫不畢殫其妙、所撰大周欽天曆及律準、並行於世。」（二六八二頁）とあり、卷一四〇「曆志」に、「至周顯德二年、世宗以端明殿學士・左散騎常侍王朴明於曆算、乃命朴考而正之。朴奉詔歲餘、撰成欽天曆十五卷、上之。」（一八六三頁）とあり、卷一四四「樂志上」に、「世宗……、又命樞密使王朴考正其聲。朴乃用古累黍之法、以審其度、造成律準、其狀如琴而巨、凡設十三弦以定六律・六呂旋相爲宮之義。世宗善之、申命百官議而行之。」（一九二三～一九二四頁）とあり、卷一四五「樂志下」に、「世宗顯德元年即位、……。六年春正月、樞密使王朴奉詔詳定雅樂十二律旋相爲宮之法、并造律準、上之。其奏疏略曰、「……遂依周法、以秬黍校定尺度、長九寸、虛徑三分、爲黃鍾之管、與見在黃鍾之聲相應。以上下相生之法推之、得十二律管。以爲衆管互吹、用聲不便、乃作律準、十三絃宣聲、長九尺張絃、各如黃鍾之聲。以第八絃六尺、設柱爲林鍾、第三絃八尺、設柱爲太簇、……。十二律中、旋用七聲爲均、爲均之主者、宮也、徵・商・羽・角・變宮・變徵次焉。發其均主之聲、歸乎本音之律、七聲迭應而不亂、乃成其調。均有七調、聲有十二均、合八十四調、歌奏之曲、由之出焉。……所補雅樂旋宮八十四調、并所定尺・所吹黃鍾管・所作律準、謹同上進。」世宗善之、詔尙書省集百官詳議。……世宗覽奏、善之。乃下詔曰、「……樞密使王朴、博識古今、懸通律呂、討尋舊典、撰集新聲、定六代之正音、成一朝之盛事。其王朴所奏旋宮之法、宜依張昭等議狀行。仍令有司、依調制曲、其間或有疑滯、更委王朴裁酌施行。」自是雅樂之音、稍克諧矣。」（一九三六～一九四二頁）と見える。

(2) **五代周時、王朴造律。其黃鍾、在黃鍾・大呂之間** ここでは、王朴が定めた音律の黄鍾が、周・漢の音律においては黄鍾と大呂の間の音高であつた、という徂徠の見解が述べられている。当該記述を含む本段落【九】から次段落【一〇】にわたつては、この王朴の黄鍾を始めとして、和峴・魏漢津・冷謙・李照と范鎮・劉幾・鄭世子が定めた各黄鍾の音高が如何ほどであつたのか、徂徠自身の見解が簡略に記されているのであるが、これらについて、荻生北溪の「樂律考解」には、「王朴・和峴・魏漢津・冷謙・李照・范鎮・鄭ノ世子ガ黄鍾ハ、尺ヲ考（ヘ）テイフ。」と注記する。

さて、この王朴の黄鍾音高に関する徂徠の見解については、北溪の「樂律ノ考」（「荻生考（第五七冊）」所収「樂律考」附記「樂律ノ考」）に、「度量衡考ニ云（ハ）ク、玉海曰、王朴律準尺、比晉前尺、長二分一釐ト。今算スルニ、其黄鍾ハ晉前尺ノ九寸一分八釐九毫、折半シテ四寸五分九釐四毫五絲ナリ。故ニ、黄鍾・大呂之間ト云（フ）。今按ズルニ、大呂ニ遠ク、應鍾ニ近シ。應鍾・黄鍾之間ト云（フ）ベシ。」との注記がある。この内容は、次のとおりであろう。すなわち、——徂徠の『度量衡考』『度考』には、「玉海に曰はく、「王朴

が律準尺、晉前尺に比するに、長さこと二分一釐、……」と。(一八九頁)とあり、これに基づいて計算すると、王朴の黄鐘律管長は、晉前尺(＝周・漢尺)の九寸一分八釐九毫となり($1.021 \times 0.9 = 0.9189$)、その一オクターヴ高い半律では、四寸五分九釐四毫五絲となる($0.9189 \times 1/2 = 0.45945$)。このように、律管長の数値を求められることから、『樂律考』では、これに拠って、王朴の黄鐘音高は周・漢の音律の「黄鐘・大呂の間」の音高であると記すのである。ただし、今、私北溪が考えるに、この数値は、大呂の律管長の数値には遠く、かえって應鐘に近い。よって、『樂律考』に「黄鐘・大呂の間」と記すのは誤りであり、正しくは「應鐘・黄鐘の間」とすべきである。——以上が、北溪の「樂律ノ考」に見える補足且つ指摘の内容である。確かに、北溪の指摘のとおり、右に挙げる王朴の黄鐘律管長の数値(四寸五分九釐四毫五絲)を、『樂律考』後半部【二三】に挙げる十二律管長の各数値と照合すると、当該記述における徂徠の見解は、誤りである可能性が窺える。なお、ここに、『度量衡考』「度考」が引く『玉海』の記事を載せておくと、「王朴律準尺。比晉前尺、長二分一釐。比梁表尺、短一釐。」(一五三頁。句読点を加えた)と見える。

ところで、王朴の律準尺については、『玉海』のほかに、蔡元定の『律呂新書』卷二「律呂証弁」「度量權衡第十」にも言及されており、「五代王朴準尺、比漢前尺一尺二分」(一五八〇頁)と述べ、王朴の尺が「漢前尺」(＝周・漢尺＝晉前尺)より二分短いとする。山県大弐の注においては、これに基づいて、まず「王朴律準尺、見蔡氏律呂新書、比之周尺微短。故其黄鐘微高近大呂。」と述べ、また「又按玉海曰、王朴尺、比音^(マ音)前尺、長二分一釐、比梁表尺、短一釐。若依此說、則其音微濁。宜謂黄・應之間。」(八頁)と述べる。すなわち、『律書新書』に拠れば、王朴の尺は周尺(・漢尺)よりわずかに短いので、その黄鐘は、周・漢の黄鐘よりわずかに高く大呂に近い。つまり、『樂律考』の当該記述のように「黄鐘・大呂の間」と解釈できるが、『玉海』に拠れば、王朴の黄鐘は周・漢の黄鐘よりわずかに低く、前掲の北溪の指摘と同じく、「黄鐘・應鐘の間」とすべきであるというのが、大弐の注の内容である。徂徠が王朴の黄鐘律について、『玉海』と『律書新書』のどちらに基づいたのかは不明である。本書『樂律考』後半部【二五】には、本書前半部に挙げる各黄鐘の律管長の数値等を載せているが、王朴の黄鐘の数値は記載されていない。

(3) **和峴** 和峴(九三三～九八八)、字は晦仁、開封浚儀の人。『宋史』卷四三九に伝がある。北宋の太祖及び太宗の時に太常博士、主客郎中、太常丞等を務め、朝廷雅楽に用いる樂器、樂律、樂曲等について建議し、採用されたことが、『宋史』卷六八「律曆志一」、卷一二六「樂志一」、「玉海」卷七「律曆」等に見える。樂律については、宋朝では初め、五代後周の王朴が定めた律に基づいて音律を定めていた。

しかし、太祖は音高が高すぎると感じて検討させたところ、和峴は、当時の司天監の影表尺が古制を残した西京銅望臬（晋の荀勗が周尺を復元する際に用いたという七種の古器の一つ。「訳注稿（二）」二四～二五頁参照）であるとして、これに基づいて黄鐘律管を新たに作製した。果たして、その音高は王朴の黄鐘音高より一律低かったという。また、羊頭山の柜黍を用いて、これを累ねて、その律管の長さを調べたところ、符号したので、当該黄鐘律管で十二律管を造り、樂律が改正されたことが知られる。『宋史』卷一二六「樂志一」に、「有宋之樂、自建隆詔崇寧、凡六改作。始、太祖以雅樂聲高、不合中和、乃詔和峴以王朴律準較洛陽銅望臬石尺爲新度、以定律呂、故建隆以來有和峴樂。」（二九三七頁）（引用者注…乾德四年）六月、判太常寺和峴言、「大樂署舊制、宮縣三十六虞設於庭、登歌兩架設於殿上。望詔有司別造、仍令徐州求泗濱石以充磬材。」許之。……十月、峴又言、「樂器中有叉手笛、樂工考驗、皆與雅音相應。按唐呂才歌白雪之琴、馬滔進太一之樂、當時得與宮縣之籍。況此笛足以協十二旋相之宮、亦可通八十四調、其制如雅笛而小、長九寸、與黃鐘管等。……、請名之曰「拱宸管」。望於十二案・十二編磬并登歌兩架各設其一、編於令式。」詔可。太祖每謂雅樂聲高、近於哀思、不合中和。又念王朴、寶儼素名知樂、皆已淪沒、因詔峴討論其理。峴言、「以朴所定律呂之尺較西京銅望臬古制石尺短四分、樂聲之高、良由於此。」乃詔依古法別創新尺、以定律呂。自此雅音和暢、事具律歷志。……」（二九四〇～二九四一頁）とあり、同書卷六八「律曆志二」に、「宋初、承五代之季王朴制律曆・作律準、以宜其聲、太祖以雅樂聲高、詔有司考正。和峴等以影表銅臬暨羊頭柜黍累尺制律、而度量權衡因以取正。」（一四九一～一四九二頁）「宋乾德中、太祖以雅樂聲高、詔有司重加考正。時判太常寺和峴上言曰、「古聖設法、先立尺寸、作爲律呂、三分損益、上下相生、取合眞音、謂之形器。但以尺寸長短非書可傳、故累柜黍求爲準的、後代試之、或不符合。西京銅望臬可校古法、即今司天臺影表銅臬下石尺是也。及以朴所定尺比校、短於石尺四分、則聲樂之高、蓋由於此。況影表測於天地、則管律可以準繩。」上乃令依古法、以造新尺并黃鐘九寸之管、命工人校其聲、果下於朴所定管一律。又內出上黨羊頭山柜黍、累尺校律、亦相符合。遂下尙書省集官詳定、衆議僉同。由是重造十二律管、自此雅音和暢。」（一四九四頁）とある。『玉海』卷七「律曆」「律呂下」には、「太祖謂、雅樂聲高近於哀思（太祖以爲、聲高一律、非和音也）、詔和峴討論。峴奏議謂、西京銅望臬可校古法。即今司天臺影表上有銅臬下有石尺是也（丁度謂、即是唐尺）。今、以王朴所定尺比量短於影表上石尺四分、知今雅樂之高皆由於此。帝乃令依古法、別造新尺并黃鐘九寸管、令工人品校。其聲果下於王朴所定管一律。尋又內出上黨羊頭山柜黍、累尺校律、亦相契合。復下尙書省集議、衆皆僉同。遂重造十二律管以取聲、由是雅音和暢。」（一三八頁。句読点を加え、双行割注の部分は（ ）で括った。以下同）と見える。

(4) **宋建隆時、和峴以應鐘爲黃鐘** 当該記述は、和峴の定めた黄鐘が、周・漢の應鐘に当たる音高であったという見解を示すものであるが、

これに関しては、また、本書『樂律考』後半部（二二五）に、「宋和峴黄鐘、同於開皇。」との記述も見え、徂徠が、和峴の黄鐘は隋の開皇年間の黄鐘と同じ音高であった、と解していたことがわかる。この「和峴の黄鐘＝開皇年間の黄鐘＝周・漢の應鐘」とする解釈は、以下に挙げる『玉海』の記事に拠るのであろう。

『玉海』卷八「律曆」「度」には、「今司天監景表尺、和峴所謂西京銅望臬者、洛都舊物也（荀公魯（マヤ）所用西京銅望臬、蓋西漢之物、和峴謂洛陽爲西京、乃唐東都耳）。五代不聞測景、此即唐尺。今以貨布・錯刀・貨泉・大泉等校之、則景表尺長六分有奇、略合宋氏・周・隋之尺。」（一五二～一五三頁）とある。徂徠の『度量衡考』「度考」では、この記事を引いて、「いま司天監の景表尺は、和峴がいはゆる西京の銅望臬といふ者、洛都の舊物なり。五代、景を測りしことを聞かず。これ即ち唐尺なり。いま貨布・錯刀・貨泉・大泉などを以てこれを校ふるに、則ち景表尺、長さこと六分有奇、ほぼ宋氏・周・隋の尺に合す。」と載せ、「按ずるに、……太祖、王朴が律のはなはだ高きを嫌ひて、和峴に命じて、景表尺を用ひ律を制せしむ。」（一八〇～一八一頁）と述べる。また、『玉海』には、前掲の記事の後に、更に、「司天監景表尺。比晉前尺長六分三釐、與晉後尺同。與宋氏鐵尺・樂尺・渾儀尺・後周鐵尺竝同。」と記す（一五三頁）。よって、これら『玉海』の両記事には、和峴が用いた司天監の景表尺が、ほぼ宋氏尺（宋氏鉄尺）、周・隋の尺、後周の鉄尺などと同じであると記載されていることがわかる。そこで、徂徠の「度考」では、右『玉海』の後者の記事を、「宋氏尺」の項に引いて、「司天監の景表尺。晉前尺に比するに長さこと六分三釐、晉後尺と同じ。宋氏の鐵尺・樂尺・渾儀尺・後周の鐵尺と竝びに同じ。」と載せ、「按ずるにこの趙宋の時の司天監の景表尺、これ（引用者注・宋氏尺）と同じきなり。……」（一九六頁。）と述べている。なお、同「度考」「宋氏尺」の項には、先に『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」の「十二、宋氏尺」の条を引いた後に、「按ずるに……隋の開皇の初、陳を平らぐる後に及びて、またみなこれ（引用者注・宋氏尺）を用いて律を調ふ。」との記述があるのを併せると、徂徠は、「和峴が用いた司天監の景表尺＝宋史尺＝隋の開皇年間に音律を調えるのに用いられた尺」と解していたことが明らかである。

さて、本書『樂律考』後半部（二二五）には、更に、「隋開皇黄鐘、九寸五分七釐六毫。折半得四寸七分八釐八毫、爲應鐘也。」との記述が見える。隋の開皇年間の黄鐘音高が、周・漢の音律の應鐘に相当すると分析したことから、和峴の黄鐘音高も同じく應鐘に当たるとした徂徠の解釈が、理解できよう。なお、この隋開皇年間の黄鐘（＝宋史尺による黄鐘）律管長の数値は、『隋書』「律曆志上」「審度」の「十

二、宋氏尺」に、「實比晉前尺一尺六分四釐。」(四〇六頁)と記載する宋氏尺と晉前尺(＝周尺)の比率から、次のように求めたとみられる。

① 晉前尺(＝周・漢の尺)による黄鐘律長九寸…隋開皇年間の黄鐘(＝宋氏尺による黄鐘)律長＝一尺…一尺六分四釐

② 隋開皇年間の黄鐘律長＝ $0.9 \times 1.064 = 0.9576$ ＝九寸五分七釐六毫

③ 九寸五分七釐六毫の律長を一オクターヴ上げると($\times 1.2 = 0.4788$)、四寸七分八釐八毫となる。

④ この律長(四寸七分八釐八毫)は、應鐘律長「四寸七分六釐七毫三絲」(『樂律考』後半部【二三】に載せる数値に拠る)あるいは三分損益律による應鐘律長四寸七分四釐の近似値であることから、應鐘の音高に相当する。

ところで、前掲の『樂律考』後半部【二五】の記述「宋和峴黄鐘、同於開皇。」に關しては、北溪の「樂律ノ考」(「荻生考」第五七冊)所収に、解説が見える。解説全文を載せると、次のとおりである。

按ズルニ、開皇官尺ハ宋氏尺ナリ。和峴ハ景表尺ヲ用ユト玉海ニ云フ。景表尺・宋氏尺ハ同(ジ)コトナリ。樂律考ニ、隋、開皇、黄鐘、爲應鐘也、ト云(フ)トキハ、和峴ガ黄鐘モ應鐘ナリ。是レ王朴ヨリ一律下ルナリ。

玉海ニ曰ク、太祖謂雅樂聲高、近於哀思。和峴討論。峴奏議謂、西京銅望臬可校古法。即今司天臺影表上有銅臬、下有石尺是也。今、以王朴所定尺比量、短於影表上石尺四分、知今雅樂之高、皆由於此。帝乃

令依古法、別造新尺并黄鐘九寸管、令工人品校其聲上。果下於王朴所定管、一律。

文獻通考ニ曰(ク)、建隆初、用王朴樂。上謂、其聲高、近於哀思。詔和峴、考西京表尺、令下一律。

右の「玉海ニ曰ク」以下は、本稿【九】の前注(3)に載せた『玉海』巻七「律曆」「律呂下」の記事からの引用である。「文獻通考ニ曰(ク)」以下は、『文獻通考』卷一三〇「樂考三」「歷代樂制」に、「建隆初、用王朴樂。上謂其聲高、近於哀思。詔和峴考西京表尺、令下一律」(三九八五頁)とある記事からの引用である。

(5) **魏漢津** 魏漢津(生没年不詳)については、『宋史』卷四六二に伝が見える。もとは蜀の地の兵士であったが、自ら語るには、唐人の李良という仙人に師事し、鼎樂の法を伝授されたという。あるいは、実は范鎮(本稿【一〇】注(2)参照)の召使だったとも言われる。魏漢津は、北宋の崇寧年間(一一〇二～一一〇六)中、徽宗が雅樂を議論・制定する際に、音律に精通する者として召され、独自の学説を献上

した。その学説とは、累黍の法を否定して、皇帝（徽宗）の左中指・薬指・小指の各三節三寸を合わせた長さを、黄鐘律管九寸の長さに定めるといふものであったが、この魏漢津が提唱した方法により、基準音が定められ、鐘を始めとする一連の楽器が造られて、新たな雅楽「大晟楽」が完成した。『宋史』卷四六二「魏漢津伝」に、「魏漢津、本蜀黥卒也。自言師事唐仙人李良號「李八百」者、授以鼎樂之法。……皇祐中、與房庶俱以善樂薦、時阮逸方定黍律、不獲用。崇寧初猶在、朝廷方協考鐘律、得召見、獻樂議、言得黃帝・夏禹聲爲律、身爲度之說。謂人主稟賦與衆異、請以帝指三節三寸爲度、定黃鐘之律、而中指之徑圍、則度量權衡所自出也。……當時以爲迂怪、蔡京獨神之。或言漢津本范鎮之役、稍窺見其制作、而京託之於李良云。於是請先鑄九鼎、次鑄帝坐大鐘及二十四氣鐘。四年三月鼎成、賜號冲顯處士。八月、大晟樂成。徽宗御大慶殿受群臣朝賀、加漢津虛和冲顯寶應先生、頒其樂書天下。」（一三五二五—一三五二六頁）とあり、同書卷一二六「樂志一」に、「徽宗銳意制作、以文太平、於是蔡京主魏漢津之說、破先儒累黍之非、用夏禹以身爲度之文、以帝指爲律度、鑄帝鼎・景鍾。樂成、賜名大晟、謂之雅樂、頒之天下、播之教坊、故崇寧以來有魏漢津樂。」（二九三八頁）とあり、同書卷一二八「樂志三」に、「引用者注…崇寧」三年正月、漢津言曰、「臣聞黃帝以三寸之器名爲咸池、其樂曰大卷、三三而九、乃爲黃鐘之律。禹效黃帝之法、以聲爲律、以身爲度、用左手中指三節三寸、謂之君指、裁爲宮聲之管、又用第四指三節三寸、謂之臣指、裁爲商聲之管、又用第五指三節三寸、謂之物指、裁爲羽聲之管。第二指爲民、爲角、大指爲事、爲徵、民與事、君臣治之、以物養之、故不用爲裁管之法。得三指合之爲九寸、即黃鐘之律定矣。黃鐘定、餘律從而生焉。臣今欲請帝中指・第四指・第五指各三節、先鑄九鼎、次鑄帝坐大鐘、次鑄四韻清聲鐘、次鑄二十四氣鐘、然後均弦裁管、爲一代之樂制。」（二九八八頁）とある。魏漢津の説と大晟楽については、同卷二二九「樂志四」に詳しいほか、大晟楽尺については、『玉海』卷八「律曆」「度」、「律呂新書」卷二「律呂証弁」「度量權衡第十」等に詳しい（次注(6)参照）。

また、「荻生考（第六二冊）」所収「歷代尺ノ考」には、「大晟樂尺ハ、徽宗皇帝ノ時、魏漢津ト云（フ）方士ノ作リタル尺ナリ。玉海ニ、王朴ガ律準尺ヨリハ二寸一分長シ、ト云ヘリ。是モ、樂ニバカリ用（イ）テ、世間通用ノ尺ニハ非ズ。徽宗、仙術ヲ好メルユヘ、上ヘ詔（ヘ）シ爲ニ、魏漢津申（シ）立テテ、夏禹王ノ聲、爲レ律、身爲レ度、ト云（フ）文二本（ツ）キテ、徽宗皇帝ノ指ノ寸ニテ十二律ヲ定メタリ。コノ時ハ、樂器マデ悉ク改メ作リタルナリ。」（一四四頁）と見える。

(6) **魏漢津以夷則爲黃鐘** 魏漢津が定めた黄鐘、すなわち大晟楽の黄鐘音高については、また、本書『樂律考』後半部（二五）に、「大晟黄鐘、一尺一寸一分三釐。折半得五寸五分七釐一毫、爲夷則弱也。」との記述が見える。よって、これと当該記述を併せると、徂徠が、魏

漢津（大晟樂）の黄鐘音高を、周・漢の音律の夷則、詳しくは「夷則弱」（夷則の高め）の音高に当たる、と解したことが知られる。ただし、右に挙げた律管長の数値は、どのように算定したものであるか、不詳である。なぜなら、徂徠は『度量衡考』『度考』の中で、大晟樂尺の実長が今尺（曲尺）で如何ほどになるかを、『律呂新書』の記事に基づいて計算し、可能性のある四パターンの数値を載せているが（後掲）、それらの数値を周・漢尺（＝晋前尺）による黄鐘律管長に換算（ $\div 0.71963 \times 0.9$ ）しても、皆、当該『楽律考』【二五】に記載する律管長の数値（大晟黄鐘、一尺一寸一分三釐。折半得五寸五分七釐一毫）に合致しないからである。ただし、それらの数値は皆、およそ夷則の律長の近似値にはなる（それぞれ一尺一寸一分一釐有奇、一尺一寸一分九釐有奇、一尺一寸二分五釐有奇、一尺一寸六分四釐有奇、折半して五寸五分五釐九毫有奇、五寸五分九釐六毫有奇、五寸六分二釐七毫有奇、五寸八分二釐二毫有奇となり、『楽律考』【二三】に載せる夷則の五寸六分六釐九毫一絲、あるいは三分損益律による夷則の五寸六分一釐八毫六絲有奇に近い）。よって、数値が合致しない原因は未詳であるが、おそらく徂徠は、魏漢津の大晟樂の黄鐘については、「度考」と同じく、『律呂新書』を参照して計算したのではないかと思われる。

この『楽律考』における魏漢津（大晟樂）の黄鐘について、北溪の「楽律ノ考」（荻生考（第五七冊））所収）や「楽律考解」には、解説が見えない。『楽律考』の山県大弼注（八頁）では、『楽律考』後半部【二五】に記載する数値をそのまま載せるのみであり、数値の出所までは明らかにしていない。蒔田雁門注では、徂徠の「度考」が拠るところの『律呂新書』（後掲）に基づいて自ら計算し直しているが、どれも本書『楽律考』に載せる数値と合致せず、「未知孰是也。」と述べている。ということ、周辺資料に拠っても、徂徠がどのように計算したのか、あるいは単なる計算の誤りがあったのか、未詳であるため、以下、参考までに、徂徠が参照したと思われる大晟樂尺についての記事、及び徂徠著「度考」の「大晟樂尺」の項を載せておく。

『玉海』卷八「律曆」「度」には、「崇寧三年正月二十九日、魏漢津言、「伏羲以一寸之器、名爲含微、其樂曰扶桑。女媧以二寸之器、名爲葦籥、其樂曰光樂。黃帝以三寸之器、名爲咸池、其樂曰大卷。三三而九、乃爲黄鐘之律。至唐虞、未嘗易。禹效黃帝之法、以聲爲律、以身爲度。用左手中指三節三寸、謂之君指、裁爲宮聲之管。用第四指三節三寸、謂之臣指、裁爲商聲之管。用第五指三節三寸、謂之物指、裁爲羽聲之管。第二指爲民、爲角、大指爲事、爲社^{（マメ微力）}。故不用爲裁管之法。得三指合之爲九寸、則黄鐘之律定、餘律生焉。漢儒用累黍之法、晉末法廢。隋牛弘用萬寶常水尺、唐田畸・周王朴竝用水尺之法。今請聖人三指之法、均絃裁管。」從之。大觀四年四月己卯（十一日）、翰學

張閣請放指尺于天下。政和元年五月六日、放大晟樂尺〔自七月朔旦行之〕。比官小尺短五分有奇。〕（一五五～一五六頁。句読点及び「」と「」を加えた。以下同）とあり、『文献通考』卷一三〇「樂考三」などにも類似の記事が見える。また、『律呂新書』卷二「律呂証弁」「度量權衡第十」には、「大晟樂尺、徽宗皇帝指三節爲三寸。（長於王朴尺二寸一分、和峴尺一寸八分弱、阮逸・胡瑗尺一寸七分。短於鄧保信尺三分、太府帛尺四分。見大晟樂書。）」（二五八〇頁。後掲の「度考」に基づいて句読点と並列点を付し、双行の箇所は「」で示した。以下同）とある。徂徠著「度考」では、右の『律呂新書』と『玉海』の記事を引いて、「律呂新書に曰はく、「大晟樂尺は、徽宗皇帝の指の三節を三寸と爲す。王朴が尺より長きこと二寸一分、和峴尺には一寸八分弱、阮逸・胡瑗が尺には一寸七分。鄧保信に短きこと三分、大府帛尺には四分。大晟樂書に見ゆ」と。……玉海に曰はく、「官の小尺に比すれば、短きこと五分有奇」と。」と載せた上で、『文献通考』にも言及するが省略した）、「按ずるにこれ徽宗の時、方士の魏漢津、妄説を倡へて律呂を改修して、大晟樂を作りて天下に放行す。のち明代に至るまで、祭祀の時、神樂觀の道士、樂を掌ること、これより始まる。官の小尺は、けだし大府尺のみ。これを以てこれを觀れば、宋もまた唐大尺を沿用すること知るべし。大晟尺は王朴が尺よりこれを求むれば、今の八寸八分九釐零三絲有奇に當る。阮逸・胡瑗が尺よりこれを求むれば、今の八寸九分五釐零一絲有奇に當る。「短於」の二字、まさに「大府」の上に在るべし。鄧保信が尺よりこれを求むれば、今の九寸左右に當る。大府尺よりこれを求むれば、今の九寸三分一釐二毫に當る。參差かくのごとし。字の誤り、知るべからず。」（二〇五～二〇六頁）と述べる。

(7) 冷謙 『明史』卷六一「樂志一」、『琴史統』卷二等に拠ると、冷謙（生没年不詳）は、字は起敬、錢唐の人であり、音律に詳しく、琴（本稿八五頁参照）・瑟の演奏を善くし、琴譜集『太古正音』（逸書）、『冷仙琴声十六法』（『蕉窗九録』『五知齋琴譜』収載）等を著した。明の太祖の洪武年間（一三六八～一三九八）初めに、召されて協律郎となり、朝廷雅樂の音律、及び編鐘・編磬等の樂器の校定を行ったという。『明史』卷六一「樂志一」に、「明興、太祖銳志雅樂。是時、儒臣冷謙・陶凱・詹同・宋濂・樂韶鳳輩皆知聲律、相與究切釐定。」（一四九九頁）「太祖初克金陵、卽立典樂官。其明年置雅樂、以供郊社之祭。吳元年命自今朝賀、不要女樂。……是年置太常司、其屬有協律郎等官。元末有冷謙者、知音、善鼓瑟、以黃冠隱吳山。召爲協律郎、令協樂章聲譜、俾樂生習之。取石靈壁以製磬、採桐梓湖州以製琴瑟。乃考正四廟雅樂、命謙較定音律及編鐘・編磬等器、遂定樂舞之制。」（一五〇〇頁）と見える。

(8) 冷謙以中呂爲黃鐘 冷謙が定めた黃鐘音高については、また、本書『樂律考』後半部（二五）に、「冷謙黃鐘、不可知何法。獨以李之

藻説推之、則中呂微強也。」との記述が見える。更に、北溪の「楽律ノ考」(「荻生考(第五七冊)」所収)においては、本書の次段落【一〇】と後半部【二五】に挙げる明の鄭世子(朱載堉のこと。本稿七三頁及び【一〇】注(6)(7)参照)の黄鐘と併せて、冷謙の黄鐘に対する徂徠の解釈について、「冷謙ハ明ノ國初ノ人ナリ。朱載堉ハ冷謙ヨリ後ノ人ナリ。領宮禮樂疏ニ、冷謙ガ黄鐘類^ニ古南呂^ノ倍聲^ニ而微高、ト云(ヒ)タルハ、朱載堉ガ積實ヲ算シテ云(フ)説ナリ。信ジ難シ。外ニ考(フル)處ナシ。」と補足説明している。これらの記述に拠ると、徂徠は、明の李之藻撰『領宮礼楽疏』に拠って、冷謙の黄鐘音高が周・漢の音律の仲呂、詳しくは「中呂微強」(仲呂のわずかに低め)の音高に当たると、と解したことが知られる。その徂徠の解釈の詳細を考証すると、以下のとおりであろう。

『領宮礼楽疏』卷四「楽律疏」には、「今太常律乃國初冷謙所定、顧其黄鐘類古南呂倍聲而微高。」(適宜句読点を加えた。以下同)と見える。つまり、冷謙の黄鐘が、古の南呂の倍聲(すなわち古の十二律における黄鐘から三律下の律)のわずかに高めの音高であったと述べているのであるが、この『領宮礼楽疏』が言うところの古の南呂、ひいては古の南呂が属する古の十二律とは何を指すのか、あるいはその基準となる古の黄鐘は何に拠っているのか、ということまではよくわからない。ただし、この記述の前後を見ると、『領宮礼楽疏』巻四では、多くの紙面を割いて朱載堉の音律の説を引用し、「今專取律呂精義推定者、以爲律準。」などと述べて、朱載堉が『律呂精義』等で求め定めた黄鐘の古制たる「眞黄鐘」を基準として、その図や数値を載せたりと、全般的に朱載堉の学説に拠っているのは明らかである。そこで、前掲の冷謙の黄鐘についての記述は、大方、朱載堉が求めた古制の黄鐘(「眞黄鐘」)を基準として述べたものと捉えられよう。右に引用した北溪の「楽律ノ考」(「荻生考(第五七冊)」所収)においても、「領宮禮樂疏ニ、冷謙ガ黄鐘類^ニ古南呂^ノ倍聲^ニ而微高、ト云(ヒ)タルハ、朱載堉ガ積實ヲ算シテ云(フ)説ナリ。」と述べている。

さて、徂徠は、鄭世子(朱載堉)の黄鐘音高については、本書『楽律考』の【一〇】と【二五】に取り上げており、後述(本稿【一〇】注(7)参照)のとおり、それは周・漢の音律の夷則、詳しくは夷則の低め(「夷則強」)の音高に当たると解した。この朱載堉の黄鐘の音高(「夷則強」)を基準とした場合、その三律下のわずかに高めの律は、ちょうど本書【二五】に述べる「中呂微強」(仲呂のわずかに低め)の音高となる。よって、本書で「冷謙以中呂爲黄鐘」及び「冷謙黄鐘、……則中呂微強也。」と述べる徂徠の見解は、『領宮礼楽疏』の記述と、鄭世子(朱載堉)の黄鐘音高に対する自身の見解から、分析して出したものと考えられる。

ところで、北溪は、「楽律ノ考」(「荻生考(第五七冊)」所収)を附して、徂徠著『楽律考』の写しを將軍徳川吉宗に提出した後、同書の

内容について引き続き検討し、いくつかの事項に対して修正ないし訂正を行っていたことが、『楽律考』の伝本数本に見える書入から窺い知れる（拙稿「荻生徂徠の『楽律考』『楽制篇』並びにその楽律論の継承と影響（その一、荻生北溪）」一三二～一三三頁参照）。当該書入によると、北溪は、冷謙の黄鐘に対する徂徠の解釈に対しても、修正を加えていたことが知られるため、ここにその内容を簡略に紹介しておく。

例えば、消暑本（島根県立図書館所蔵、松原基編『消暑漫筆』二編二筆「郷81/135/2」所収「一大楽発揮卷一」〔楽律第一〕）においては、『楽律考』の【二五】の冒頭部分における上欄に、「以下所改藍紙十叔達手跡」と書き入れた後、本文の「冷謙黄鐘、不可知何法。獨以李之藻說推之、則中呂微強也。」に対して、上欄に「自不可至微強也作一尺二寸五分零六毫折半得六寸二分五釐三毫爲蕤賓弱也」との書入が見える。つまり、北溪は、冷謙の黄鐘音高については、「冷謙黄鐘、一尺二寸五分零六毫、折半得六寸二分五釐三毫、爲蕤賓弱也。」と修正するよう、記録したとみられる。ほかに、彦根城博物館所蔵井伊家伝来典籍「V224」『大楽発揮楽律考』（以下「彦根城本」と略記）に、消暑本と同じ書入が見え、岩瀬本（西尾市岩瀬文庫所蔵『大楽発揮』「1465」）卷一所収「楽律考」にも、同様の修正事項が頭注に記されており、雁門摘註本においては、その北溪の修正した語句を本文に入れている。北溪が何に基づいて、どのように右の数値を算出したのか未詳ではあるが、参考までに載せた次第である。

【10】

其未施行者、宋李照⁽¹⁾・范鎮⁽²⁾、以林鐘爲黄鐘⁽³⁾、劉幾⁽⁴⁾同唐制⁽⁵⁾、明鄭世子⁽⁶⁾、同崇寧制⁽⁷⁾、此皆在古樂散亡之時、莫有所稽考、妄以己意、飾以累黍者也⁽⁸⁾。

《訓読》

其の未だ施行せざる者は、宋の李照・范鎮は、林鐘を以て黄鐘^{クワウシヨウ}と為し、劉幾^{リウキ}は唐の制に同じくして、明の鄭世子は、崇寧の制に同じくして、此れ皆古樂散亡の時に在りて、稽考する所有ること莫くして、妄に己が意を以て、飾るに累黍を以てする者なり^{みだり}。

〈訳〉

音律改変が施行されなかったものでは、宋の李照・范鎮は、（周・漢の音律の）林鐘（に当たる音高）を黄鐘とし、劉幾（劉几）は唐の制度と同じくし、明の鄭世子（朱載堉が定めた黄鐘音高）は、（宋の）崇寧年間の制度（の黄鐘音高）と同じであったが、これらは皆、古楽が散佚した時にあって、深く考えることなしに、妄りに私意に基づいて、黍を重ねる方法に仮託して定めたものである。

〈注〉

- (1) 李照 『宋史』卷一二六「樂志一」、「玉海」卷七「律曆」「律呂下」と卷八「律曆」「度」、「文献通考」卷一三〇「樂考三」、「宋会要輯稿」
- 「樂一」等によると、李照（生没年不詳）は、北宋の仁宗の景祐年間（一〇三四―一〇三七）初めに、祠部員外郎、集賢校理を務め、朝廷雅楽における音律などの樂制に関する議論と制定に参与した人物である。音律についての事項のみ取り上げると、北宋では初め、五代後周の王朴が定めた音律が採用されており、和峴がこれを改定したが（本稿【九】注(3)(4)参照）、仁宗の時に、再び王朴の音律を調査・改正することが求められ、李照が行ったという。李照は、王朴の黄鐘音高が古制に合わずに五律ほど高いと指摘し、太府寺布帛尺（太府布帛尺、太府寺尺、太府尺、三司布帛尺などとも称する）に基づいて音律を定めた。また、大粒の黍を取り寄せて、その黍を累ねて検証したところ、太府寺布帛尺に符合したため、その制を確定したという。しかし、李照が定めた樂制は、ほどなく誤りが議論され、結局、また前の制度に戻されることとなった。『宋史』卷一二六「樂志一」に、「仁宗留意音律、判太常燕肅言器久不諧、復以朴準考正。時李照以知音聞、謂朴準高五律、與古制殊、請依神瞽法鑄編鍾。既成、遂請改定雅樂、乃下三律、鍊白石爲磬、範中金爲鍾、圖三辰・五靈爲器之飾、故景祐中有李照樂。未幾、諫官・御史交論其非、竟復舊制。」（二九三七頁）「景祐元年八月、判太常寺燕肅等上言、「大樂制器歲久、金石不調、願以周王朴所造律準考按修治、……」乃命直史館宋祁・內侍李隨同肅等典其事、又命集賢校理李照預焉。……明年二月、……帝御延福宮臨閱、奏郊廟五十一曲、因問照樂音高、命詳陳之。照言、「朴準視古樂高五律、視教坊樂高二律。……願聽臣依神瞽律法、試鑄編鍾一虞、可使度・量・權・衡協和。」乃詔於錫慶院鑄之。既成、奏御。照遂建議請改制大樂、取京縣柷黍累尺成律、鑄鍾審之、其聲猶高。更用太府布帛尺爲法、乃下太常制四律。別詔潞州取羊頭山柷黍上送於官、照乃自爲律管之法、以九十黍之量爲四百二十星、率一星占九秒、一黍之量得四星六秒、九十黍得四百二十星、以爲十二管定法。……五月、照言、「既改制金石、則絲・竹・匏・土・革・木亦當更制、以備獻

「享。」奏可。照乃鑄銅爲龠・合・升・斗四物、以興鍾・鐃聲量之法、龠之率六百三十黍爲黃鍾之容、合三倍於龠、升十二倍於合、斗十倍於升。乃改造諸器、以定其法。俄又以鐃之容受差大、更增六龠爲合、十合爲升、十升爲斗、銘曰「樂斗」。後數月、潞州上柷黍、照等擇大黍縱累之、檢考長短、尺成、與太府尺合、法乃定。」(二九四八～二九四九頁)とある。また、『玉海』卷八「律曆」「度」には、「景祐二年、李照改大樂、……。更以太府布帛尺爲法、又以潞州黍累之尺成與太府尺合。」(一五二頁)「……照所用太府寺等尺、其制彌長、去古彌遠。」(一五三頁)と見える。なお、李照の樂論については、小島毅『宋代の樂律論』二七七～二八二頁等に詳しい。

(2) **范鎮** 范鎮(一〇〇八～一〇八八)、字は景仁、成都華陽の人。『宋史』卷三三七に伝が見える。知諫院、翰林學士、侍讀などを歴任して治世に獻策、参与し、樂制の議論にも携わった。『宋史』卷一二六「樂志一」、卷一二八「樂志三」、卷七一「律曆志四」、及び『玉海』卷七「律曆」「律呂下」、卷八「律曆」「度」や、『文獻通考』卷一三〇「樂考三」、卷一三一「樂考四」等によると、北宋の樂制は、李照(前注(1)参照)の改定の後も定まらず、論議が続いており、范鎮は、仁宗の皇祐年間(一〇四九～一〇五三)中に、律管の作製法や、『漢書』卷二一「律曆志上」に見える律と度量衡の關係性と累黍の法の解釈(訳注稿(一))一三四～一三五頁参照)等の問題を巡り、房庶(生没年不詳)の説に賛同して自身の見解を上奏した。且つ、この音律の問題について、司馬光(一〇一九～一〇八六)と三十年以上にわたって討論を重ねたが、決着がつかなかったという。また、神宗の元豐年間(一〇七八～一〇八五)中、范鎮は劉几(後注(4)参照)、楊傑(生没年不詳)と共に召されて、樂制の改定議論に参与し、基準音については、太府尺によって定めるよう主張した。更に、『樂論』を著し、哲宗の元祐年間(一〇八六～)に至っては、樂制を完成させ、自身が制作した樂章や、律度量衡の各器、鐘・磬を始めとする樂器等を呈上し、それは宮廷で演奏されて、お褒めの言葉を賜ったが、楊傑の反論により、最終的には用いられなかったという。『宋史』卷三三七「范鎮伝」に、「范鎮字景仁、成都華陽人。」(一〇七八三頁)「鎮於樂尤注意、自謂得古法、獨主房庶以律生尺之說。司馬光謂不然、往復論難、凡數萬言。初、仁宗命李照改定大樂、下王朴樂三律。皇祐中、又詔胡瑗等考正。神宗時詔鎮與劉几定之。鎮曰、「定樂當先正律。」神宗曰、「然、雖有師曠之聰、不以六律不能正五音。」鎮作律尺・龠合・升斗・豆區・酺斛、欲圖上之、又乞訪求眞黍、以定黃鍾。而劉几即用李照樂、加用四清聲而奏樂成。詔罷局、賜賚有加。鎮曰、「此劉几樂也、臣何與焉。」至是、乃請太府銅爲之、逾年而成、比李照樂下一律有奇。帝及太皇太后御延和殿、召執政同閱視、賜詔嘉獎。下之太常、詔三省・侍從・臺閣之臣、皆往觀焉。鎮時已屬疾、樂奏三日而薨、年八十一。贈金紫光祿大夫、諡曰忠文。」(一〇七八九～一〇七九〇頁)とあり、同書卷一二六「樂志一」に、「神宗御歷、嗣守成憲、未遑制作、間從言者

緒正一二。知禮院楊傑條上舊樂之失、召范鎮・劉几與傑參議。……詔悉從几・傑議。樂成、奏之郊廟、故元豐中有楊傑・劉几樂。范鎮言其聲雜鄭・衛、請太府銅制律造樂。哲宗嗣位、以樂來上、按試於庭、比李照樂下一律、故元祐中有范鎮樂。楊傑復議其失、謂出於鎮一家之學、卒置不用。」(二九三七～二九三八頁)とあり、卷一二八「樂志三」に、「元豐三年五月、詔祕書監致仕劉几赴詳定所議樂、以禮部侍郎致仕范鎮與几參考得失。而几亦請命楊傑同議、且請如景祐故事、擇人修製大樂。詔可。」(二九八一頁)「初、皇祐中、益州進士房庶論尺律之法、以爲嘗得古本漢書、言在律曆志。范鎮以其說爲然、請依法作爲尺律、然後別求古樂參考。於是庶奉詔造律管二、尺・量・龠各一、而殿中丞胡瑗以爲非。詔鎮與几等定樂、鎮曰、「定樂當先正律。」帝然之。鎮作律・尺等、欲圖上之。」(二九八五～二九八六頁)「(引用者注…元祐)三年、范鎮樂成、上其所製樂章三・鑄律十二・編鐘十二・鐃鐘一・衡一・尺一・斛一、響石爲編磬十二・特磬一、簫・笛・塤・篪・巢笙・和笙各二、并書及圖法。帝與太皇太后御延和殿、詔執政・侍從・臺閣・講讀官皆往觀焉。賜鎮詔曰、「……惟我四朝之老、獨知五降之非。審聲知音、以律生尺。……上追先帝移風易俗之心、下慰老臣愛君憂國之志。究觀所作、嘉歎不忘。」鎮爲樂論、……。其論律・論黍・論尺・論量・論聲器、言在律曆志。」(二九八八～二九八九頁)「禮部・太常亦言「鎮樂法自係一家之學、難以參用」、而樂如舊制。」(二九九三頁)と見える。また、『玉海』卷七「律曆」「律呂下」に、「范鎮樂書曰、……房庶之法、以律生尺、其徑三分、其容千二百黍、得古之制、考於周髀漢斛、無不合之差。臣以見黍校其法爲律、與今太府尺合。今之尺、古之樂尺也、以爲樂、其聲下今之樂一律有奇、而君臣民事物各當其位。」(一四〇～一四一頁)とあり、同書卷八「律曆」「度」には、「楊傑言、……鎮用太府尺以爲樂尺、下今樂一律有奇、以爲得其理。鎮以謂、世無眞黍、乃用太府尺爲樂尺。蓋出於鎮一家之言。而又下一律有奇、其實下舊樂三律矣。」(一五五頁)と見える。なお、范鎮の樂論については、小島毅「宋代の樂律論」二八三～二八八頁等に詳しい。

(3) **宋李照・范鎮、以林鐘爲黃鐘** 前注(1)にて言及したとおり、李照は太府寺布帛尺に基づいて音律を定めたという。また、范鎮も、前注(2)に述べたとおり、太府尺(太府寺布帛尺)が古制に合うとして、これに基づいて音律を定めるべきとの見解を主張した。そこで、但徠は、李照も范鎮も太府寺布帛尺に基づいたということから、両者の黄鐘音高は同じであったと捉えて、当該記述では両者を並べて「宋李照・范鎮、以林鐘爲黃鐘」と述べるのであろう。

ただし付言すると、李照も范鎮も同じ太府寺布帛尺に拠ってはいいるが、律管作製のための累黍の法の解釈や検証方法が異なるため、律管長は同じでも、その音高は必ずしも同じではなかったようである。本書『樂律考』後半の【二六】に、「此皆以律管長短校之而知者。其圍

徑廣狹、固致高下。而大氏亦不多較。」とあり、北溪の「楽律ノ考」(「荻生考(第五七冊)」所収)にも、「尤モ圖ニ不構、長サバカリヲ云(フ)。」と記す如く、本書での徂徠の考証は、尺度と黄鐘律管の長さのみに基づくものであることに、留意すべきであろう。范鎮の司馬光に宛てた書簡には、「某謂太府尺爲黃帝時尺、考李照之律與尺而知然。李照以太府尺縱黍而累之、亦牽於『隋書』之說也。然其樂比其律高三律、律是而樂非也。何以知今之尺是黃帝時尺。以黃帝之法、爲律以起尺、十二律内外皆有損益、其聲和而與古樂合、以爲黼斛、而其分數・其輕重又與『周官』・漢黼名并同、無毫釐之差。以此知太府尺・太府權衡皆黃帝時物也、其法與黃帝之法同起於律也。」(『全宋文』卷八六九「范鎮八」二六四頁)と見える。

さて兎も角も、当該記述によると、徂徠は、李照・范鎮の黄鐘は太府寺布帛尺(三司布帛尺)に拠り、その音高は周・漢の音律の林鐘に当たると解したわけだが、その解釈の詳細は、本書『楽律考』後半部(二五)に、「李照・范鎮黄鐘、一尺二寸一分五釐。折半得六寸零七釐五毫、爲林鐘也。」と記している。この数値と音高は、『玉海』卷八「律曆」「度」に、「三司布帛尺。比周尺一尺三寸五分。」(一五三頁)と見え、また『律呂新書』卷二「律呂証弁」「度量權衡第十」にも、「太府布帛尺(李照尺)、比漢前尺一尺三寸五分。」(一五八〇頁)と記す。周・漢尺と太府寺布帛尺(三司布帛尺)の比率に基づいて、以下のように求めたとみられる。

①晋前尺(＝周・漢の尺)による黄鐘律長九寸…李照・范鎮の(太府寺布帛尺による)黄鐘律長一尺…一尺三寸五分

②李照・范鎮の黄鐘律長 $=0.9 \times 1.35 = 1.215 = 1\text{尺}2\text{寸}1\text{分}5\text{釐}$

③一尺二寸一分五釐の律長を一オクターヴ上げると($\times 1\frac{1}{2} = 0.6075$)、六寸零七釐五毫となる。

④この律長(六寸零七釐五毫)は、林鐘律長「六寸零零六毫六絲」(『楽律考』後半部【二三】に載せる数値に拠る)あるいは三分損益律による林鐘律長六寸の近似値であることから、林鐘の音高に相当する。

ところで、本書【二五】に記載する李照・范鎮の黄鐘律長の数値に関しては、本書の伝本である消暑本・彦根城本・岩瀬本に、北溪による修正書入の記録が見える。その書入によると、北溪は、「一尺二寸一分五釐」を「一尺二寸一分三釐」に、「六寸零七釐五毫」を「六寸零六釐五毫」に直している。太府寺布帛尺の実寸については、右に挙げた『玉海』と『律呂新書』の説(周・漢尺で一尺三寸五分)のほかに、諸説見えるため(後掲の『度量衡考』『度考』における引用文を参照)、それら他の説に拠って計算し直したのであろうか。ちなみに、北溪の「楽律ノ考」(「荻生考(第五七冊)」所収)には、李照・范鎮の黄鐘に対する注記が見えるが、そこでは、関連する『玉海』と『文

献通考』(に引く『宋史』『樂志』)の記事を引用するのみで、徂徠が出した数値についての検討や修正は見えない。

最後に、三司布帛尺(太府寺布帛尺)に関する徂徠と北溪の著述を載せておく。『度量衡考』『度考』の「宋の三司布帛尺」の項では、この尺に関する諸説を引用して、「玉海に曰はく、「三司布帛尺は、周尺の一尺三寸五分に比す」と。朱子家禮の璠時擧が尺圖に曰はく、「三司布帛尺は、即ちこれ省尺、また京尺と名づく。周尺の一尺三寸四分に當る。浙尺の一尺一寸三分に當る」と。玉海にまた曰はく、「大府寺の鐵尺は、律準尺に比するに長きこと三寸二分強」と。律呂新書に曰はく、「阮逸・胡瑗が尺。横累一百黍。大府布帛尺に比すれば、七寸八分六釐。景表尺と同じ。胡瑗が樂議に見ゆ」と。」と挙げた後、「按ずるに三司布帛尺、また大府寺の鐵尺と名づけ、乃ち宋の時の官尺なり。其の長さ、諸説同じからず。玉海に據りて周尺を以て求むれば、則ち今の九寸七分一釐五毫零有奇に當る。律準尺を以てこれを求むれば、則ち今の九寸六分九釐八毫六絲有奇に當る。璠時擧に據りて周尺を以てこれを求むれば、則ち今の九寸六分四釐三毫零有奇に當る。

浙尺を以てこれを求むれば、則ち今の九寸六分八釐零七絲有奇に當る。また律呂新書に據れば、則ち今の九寸七分三釐二毫四絲有奇に當る。これみな諸説、目巧を以てこれを言ひて、算數を以てこれを推さず。故に其の言參差として齊しからず。これを要するに今の九寸七分微弱に當るを准と爲す。……」(二〇三―二〇四頁)と述べている。また、「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」には、「三司布帛尺ト

云(フ)尺、是、宋朝ノ官尺ナリ。玉海ニ周尺ノ一尺三寸五分ト云ヘリ。天下通用ノ尺ナリ。」「宋ノ仁宗景祐年中ニ、樂律殊ノ外ニカリタル間、黍ヲ以テ尺ヲ作り、十二律ヲ改メ、音樂ヲ定ムベシト云(フ)議論起リテ、敕命ヲ以(テ)、范鎮・阮逸・胡瑗・鄭保信・李昭等、各黍ヲ以テ尺ヲ考(フ)ルニ、人々不同、如_レ右。范鎮・李昭ハ、ヤハリ當代ニ用(イ)ル三司布帛尺、然ルベシト云フ。范鎮・李昭ガ説ニ究マリテ、樂器ヲ改(メ)作ラシムルニ、樂人心服セズ、表向(キ)ハ、兩人ノ定メノ通リヲ守ルフリヲシテ、内證ニテ、鍾・磬ヲ鑄ル。銅ノ斤兩ヲヘラシ、律管ヲマガラカシタレドモ、兩人白人ナレバ、夢ニモ知ラズ。樂ハ、ヤハリ、モトノ通リナリケルト云(フ)コト、稗編ト云(フ)書ニ見ユ。」(一四三―一四四頁)と記す。なお、この「……ト云(フ)コト、稗編ト云(フ)書ニ見ユ。」というのは、『荊川先生稗編』卷三七「樂二」の「論儒生不知樂」の記事を指すのであろうか。

(4) **劉幾**^{ママル} 劉几(一〇〇八―一〇八八)、字は伯寿、洛陽の人。『宋史』卷二六二「劉溫叟伝」に附伝がある。各州の知州、総管、及び秘書

監等を歴任した後、音楽に詳しいということから、神宗の元豊年間(一〇七八―一〇八五)中に、范鎮と共に召されて、樂制改定の議論に参加した(前注(2)参照)。劉几は、音律に関する議論においては、范鎮らとは異なり、人の声の高さを基準として決めるべきとする独自の

見解を示した。『宋史』卷二二八「樂志三」に、「元豐三年五月、詔祕書監致仕劉几赴詳定所議樂、以禮部侍郎致仕范鎮與几參考得失。」（二九八一頁）「鎮作律・尺等、欲圖上之。而几之議律主於人聲、不以尺度求合。」（二九八六頁）と見え、同書卷二六二「劉溫叟伝」附伝には、「几字伯壽、……」（九〇七五頁）「神宗即位、轉四方館使・知保州、治狀爲河北第一。踰六年、即請老、還爲祕書監致仕。元豐三年、祀明堂、大臣言几知音、詔詣太常定雅樂。几曰、「古樂備四清聲、沿五季亂離廢、請增之。」樂成、予一子官。」（九〇七六頁）「其議樂律最善、以爲、「律主於人聲、不以尺度求合。古今異時、聲亦隨變、猶以古冠服加於今人、安得而稱。儒者泥古、致詳於形名度數間、而不知清濁輕重之用、故求於器雖合、而考於聲則不諧。」……」（九〇七七頁）とある。

なお「劉几」の表記について、本書『樂律考』の底本、及び他の（訳注者がこれまで目にした）伝本では、皆、「劉幾」と記す。『全宋文』卷八九〇「劉几」の項（二九三頁）によると、テキストによつては「劉幾」とも記すということから、本稿の翻刻においては「几」に直さなかつた。

(5) **劉幾** （マユル） **同唐制** 劉几が定めた黄鐘の音高が、唐代の制度と同じであつたといふ内容の記述であるが、徂徠が何に基づいてこのように述べているのか、不詳である。本書『樂律考』の後半部【二五】には、前半部の【三】から当該段落【一〇】までに挙げた各黄鐘音高について、再度詳しい数値等を記載するが、そこに、劉几の黄鐘は言及されていない。北溪の「樂律ノ考」（荻生考（第五七冊）所収）と「樂律考解」にも、言及がない。山県大弼の注では、「劉幾律、用玉尺、則全與唐制同。」（九頁）と述べるが、劉几が玉尺（訳注稿（四）二七頁注（1）（2）参照）を用いたというのが、何の記事に拠るのか未詳である。あるいは、『宋史』卷二二八「樂志三」に、「几等謂、……唐典、祀天以來鐘宮・黄鐘角・太簇徵・姑洗羽、乃周禮也、宜用夾鐘爲宮。……」（二九八四～二九八五頁）とあり、劉几が、「唐典」すなわち『唐六典』に記された唐代の樂制——夾鐘を宮とする——（『唐六典』卷一四「太常寺」「太樂署」四〇五頁参照）を用いるよう述べた、という記事が見えるため、徂徠は、これに基づいて、「劉幾 （マユル） 同唐制」と述べるのであろうか。

(6) **鄭世子** 明朝の皇族、鄭恭王朱厚烷の世子（世継ぎ）である朱載堉（一五三六～一六一一）のこと。「鄭世子」と称される。字は伯勤。『明史』卷一一九に伝が見える。朱載堉は青年期に、父朱厚烷が無罪にて投獄された。その後、父は爵位回復したが、載堉は、父亡き後に位を継がず、樂律や曆算等の研究に専念し、三分損益律の問題——第十二律の仲呂から求めた黄鐘律の数値が元の第一律黄鐘の数値に一致せず、微細な音程差が生じる等々——を解決した十二平均律を發明したことで、よく知られる。著作に、『操縵古樂譜』、『律曆融通』、『律

学新説』、『聖寿万年曆』、『律呂精義』等があり、更に、これらを含む十数種の著書をまとめた大部の著作集『楽律全書』がある。『明史』卷一一九の伝には、「世子載堉篤學有至性、痛父非罪見繫、築土室宮門外、席藁獨處者十九年。厚煖還邸、始入宮。萬曆十九年、厚煖薨。載堉曰、「鄭宗之序、盟津爲長。前王見潏、既錫諡復爵矣、爵宜歸盟津。」後累疏懇辭。……又上曆算歲差之法、及所著樂律書、考辨詳確、識者稱之。」(三六二八頁)とあり、また同書卷六一「樂志一」には、「神宗時、鄭世子載堉著律呂精義・律學新説・樂舞全譜共若干卷、具表進獻。」(二五一六頁)と見える。朱載堉については、戴念祖『天潢真人朱載堉』、田中有紀『中国の音楽思想——朱載堉と十二平均律』等に詳しい。

なお、朱載堉に関連して、ここで触れておきたいのは、徂徠が享保十年(一七二五)に、幕府(將軍徳川吉宗)の命により、朱載堉撰『楽律全書』の校閲を行ったことである。「荻生考(第六二冊)」に収載する「周尺ノ考」・「楽律ノ考」等、及び『度量衡考』収載の「度考」や『周尺考』(別名『駁朱度考』)は、この校閲後に徂徠ないし北溪が執筆、あるいは北溪が徂徠の見解をまとめたものとみられ、朱載堉の説について、多くは批判的に言及されている。ただし、本書『楽律考』——少なくともその草稿——は、徂徠が『楽律全書』校閲以前に執筆したもので、本書の朱載堉(鄭世子)に関する記述は、『楽律全書』の舶来以前に、『領宮礼楽疏』(あるいは張介賓撰『類経附翼』)などに引用されて知られていた「鄭世子」の説を参照したものであり、且つ、本書中で徂徠が朱載堉のことを「鄭世子」と称するのも、その証左の一つであると詁注者は考えている。詳しくは、拙稿「荻生徂徠著『楽律考』の成立時期に関する一考察——荻生北溪著『楽律考解』(無窮会専門図書館神習文庫所蔵)の紹介を兼ねて」、「荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期——『大楽発揮』五篇と楽書十卷(逸書)の関係性に着目して」、「荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期(承前)——他の著述との照合による比定、及び従来の説に対する再検討」。また参考までに付言すると、拙稿「荻生徂徠の音楽に関する新出資料五点とその意義について——享保五年に有馬兵庫頭の問いに答えた書」、「三五要略考」及び音楽に関する覚書、琴(七絃琴)に関する文書、吉水院旧蔵楽書に関する文書、中根元圭に宛てた書簡(一二八〜一二三二頁に紹介したとおり、『楽律全書』校閲に関する徂徠の書簡の写しとみられるものが、関西大学図書館泊園文庫所蔵『(東咳文稿)』第八冊「手録」[HH2*冊*10]中に収載されている。

- (7) **明鄭世子、同崇寧制** これは、本書【九】に見える先の記述「崇寧時、魏漢津以夷則爲黃鐘。」(本稿六三頁参照)を承けて、明の鄭世子(朱載堉)が定めた黄鐘の音高が、宋の崇寧年間に魏漢津が定めた大晟樂の黄鐘の制度と同じく、周・漢の音律の夷則に当たる音高であつ

た、という見解を示すものである。鄭世子の黄鐘については、また、本書後半【二五】に詳しい記述があり、「明鄭世子黄鐘、一尺一寸五分八釐。折半得五寸七分九釐、爲夷則強也。」と見える。崇寧年間の魏漢津の黄鐘律管長については、すでに本稿【九】注(6)に述べた如く、「大晟黄鐘、一尺一寸一分三釐。折半得五寸五分七釐一毫、爲夷則弱也。」と記載されている。両者を比べると、鄭世子の黄鐘律長は、崇寧年間の大晟樂の律長よりやや長く、崇寧年間のが「夷則弱」（夷則の高め）の音高であるのに対し、鄭世子のは「夷則強」（夷則の低め）の音高に当たると解したことが、その律長の数値から理解できる。それでは、鄭世子の黄鐘律長が「一尺一寸五分八釐」であるとした徂徠の見解は、何に拠るのであろうか。これについて、北溪の「楽律ノ考」（荻生考（第五七冊）所収）と「楽律考解」には、数値の根拠に関する解説はなく、山県大弐の注では、徂徠の説に計算の誤りや数値の誤引があるのではないかと述べている（後述）。そこで、誤りがあるという可能性も含め、且つ前注(6)に言及したように、本書『楽律考』は朱載堉撰『楽律全書』校閲以前に著されたものという見解を踏まえて考証すると、以下の①②に述べるとおり、徂徠は、『領宮礼楽疏』に載せる鄭世子の黄鐘についての記述あるいは図に基づいて、「一尺一寸五分八釐」という数値を出したと考えられる。（なお、この問題については、拙稿「荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期（承前）——他の著述との照合による比定、及び従来の説に対する再検討」二七～二八頁の（一）（二）において、別の角度から取り上げて詳しく論じた。よって、以下の①②は、それら（一）（二）を簡略にまとめたものであり、内容は重複する。）

①『領宮礼楽疏』巻四「律尺詁」には、「鄭世子……以爲工部營造尺去二寸、當大泉九枚、當開元錢十枚、當縱黍八十一、當橫黍百、爲眞黄鐘。」とあり、鄭世子が、明の工部營造尺八寸の長さを、「眞黄鐘」の律管長、つまり真の古制たる黄鐘律管の長さともなしたことが、明記されている。一方で、本書『楽律考』【二二】には、「求諸尺度、宋蔡西山据唐嘉量銘、及『隋書』祖孝孫語、斷以後周玉尺爲唐造律尺。而唐常用尺、即明營造尺、即（開字）本邦曲尺也。六分此尺之五、即玉尺也。玉尺當周・漢尺之一尺一寸五分八釐也。周・漢尺當玉尺之八寸六分三釐五毫五絲七忽、而曲尺之七寸一分九釐六毫三絲也。……」とあり、徂徠が「後周（宇文周、北周）の玉尺＝唐の造律尺」（詁注稿（四）一二七～二九頁参照）、また「唐の常用尺＝明の營造尺＝日本の曲尺」とみなして、周・漢の尺（＝晋前尺）と後周玉尺の比率「1:1.158」（後述）、及び唐の造律尺（小尺）と常用尺（大尺）の比率「5:6」から、周・漢尺の一尺の長さを、日本の今の曲尺（＝唐常用尺＝明營造尺）では $(1 \div (1.158 \times 1.2)) \div 0.71963$ およそ七寸一分九釐六毫三絲と計算したことが知られる。よって、右に挙げた『領宮礼楽疏』巻四「律尺詁」の記述を参照すれば、徂徠は、鄭世子が定めた「眞黄鐘」の律管長（營造尺八寸＝日本の曲尺八寸）を、自身が算

定した「周・漢尺＝曲尺0.71963」の比率によって、周・漢尺による数値に換算し、その音高が周・漢の音律では何律に当たるとかを、求めることができるのである。したがって、「明鄭世子黃鐘、一尺一寸五分八釐」の数値は、『頓宮礼楽疏』の記述に基づいて計算して出した可能性が、まず第一に考えられる。ただし、『楽律考』に述べる徂徠自説の数値に従って計算すると、山県大武の注に、「按朱世子之尺、本以唐大尺八寸爲法、則當周・漢一尺一寸一分有奇。而本文所云、則六分大尺之五、而與玉尺無異。可疑也。」(二七頁)と指摘するとおり、「一尺一寸一分有奇」となり($0.8 \div 0.71963 = 1.111\dots$)、「一尺一寸五分八釐」という数にはならない。その上、この「一尺一寸五分八釐」という数は、徂徠が度々参照し、「周尺＝曲尺0.71963」の数値を出す際にも使う、『隋書』卷一六「律曆志上」「審度」に載せる周尺(＝晋前尺)一尺に対する後周玉尺の数値「一尺一寸五分八釐」と、なぜか、全く一致しているのである。よって、単に誤って、この数を鄭世子の黄鐘のところに書き入れてしまった可能性も考えられよう。

②『頓宮礼楽疏』卷四「律尺詁」には、右の①に引用した記述の後に、「今取所定黄鐘尺用九用十凡兩式、列圖於左。」と述べ、縦黍尺・横黍尺の二種から成る「眞黄鐘」の律尺の図を載せている。なお、この図の縦黍尺の下に「軒轅氏尺」と記すことから明らかなように、鄭世子は、縦黍を八十一累ねた縦黍尺の長さが、十二律の起源とされる、黄帝(軒轅氏。「詁注稿(一)」一三三頁注(2)参照)が作らせたと伝えられる黄鐘律管九寸の長さに当たり、且つその長さは、横黍を百累ねた長さ(夏后氏尺十寸)に相当すると考えた。したがって、これから縦黍尺・横黍尺の図の長さは、鄭世子の考えるところの「眞黄鐘」の律管長に当たることが理解できよう。したがって、本書『楽律考』に「明鄭世子黄鐘、一尺一寸五分八釐」と述べる数値は、『頓宮礼楽疏』に記載された当該律尺図の長さを、徂徠が直接、当時の曲尺で測り、それを周尺の長さに換算したものであるという可能性も考えられる。実際、徂徠より先に楽律・度量衡研究を行った中村惕斎(一六二九～一七〇二)は、この図の長さを測って、『律尺考驗』の「頓宮礼楽疏尺式」の項に取り上げているので、徂徠もこの図を測った可能性は、想定内であろう。そこで、試しに、日本に将来された『頓宮礼楽疏』万曆四十六年序刊本(馮時来刻本)——現存する諸本を確認する限り、当時江戸期の日本で目にすることができたのは、この版本のみと思われる——に記載する当該律尺図(鄭世子の「眞黄鐘」の図)を実際に測ってみたところ(静岡県立中央図書館葵文庫所蔵本「AC006」を使用)、その長さは、およそ25.25 cmほどあった。これを曲尺(＝10/33 in)に直すと約0.83325尺であり、更に、これを、徂徠の自説による周尺の比率(周尺＝曲尺0.71963)で換算すると、まさに一尺一寸五分八釐となり($0.83325 \div 0.71963 = 1.157886\dots = 1.158$)、「明鄭世子黄鐘、一尺一寸五分八釐」と述べる数値に合致する。よって、鄭世子の

黄鐘律長に対する徂徠の解釈は、『頓宮礼楽疏』巻四「律尺詁」に記載する鄭世子の「眞黄鐘」の律尺図に拠るものとも、考えられよう。

(8) **此皆在古樂散亡之時、莫有所稽考、妄以己意、飾以累黍者也** 「訳注稿(一)」一三五～一三六頁に取り上げたように、徂徠は、そもそも

『漢書』『律曆志』に載せる累黍の説(黄鐘律管に黍を累ねて尺度等の基準とする)に対して否定的であり、『度量衡考』『度考』においては、「累黍の説、漢儒に出で、もと定準なし。」「黍を累ねて尺を作るも、また漢儒の妄説なり。」(二二二頁)と述べている。そこで、後世、累黍の説に拠った様々な方法や視点から——例えば黍の大きさを選んだり、黍の並べ方を縦・横などに替えたりして——、黄鐘律管長ないし黄鐘音高の古制を求めた諸儒らの見解や考究に対しても、徂徠は否定的であり、そのような考えが、当該記述(此皆在古樂散亡之時、莫有所稽考、妄以己意、飾以累黍者也)に表れていると言えよう。

なお、累黍の法を用いた王朴・李照・范鎮・鄭世子(朱載堉)らに対する批判は、他の著述にも見える。例えば、徂徠が享保五年二月に有馬兵庫頭からの問いに答えた書(二月廿七日兵庫頭ヨリ再問ノ答)に、『頓宮禮樂疏』・『類經』二載(セ)タル明ノ萬曆中ノ鄭世子ガ説ハ、宋ノ劉恕ガ『通鑑外紀』ニ本ヅキ、拓跋魏ノ公孫崇等ガ杜撰セル縱黍・横黍ノ算ヲ傳會シテ、別ニ縱黍・斜黍、一途ニ落(ツ)ルコトヲ工夫シテ、巧(ミ)ニ異説ヲ設ケリ。」とあり、『度量衡考』『度考』には、「載堉乃ち漢志の黄鐘の龠、半合と爲すの説、周禮と合はざるに苦(く)みて、百計千術、以てこれを通ぜんことを求む。たまたま縱黍八十一、横黍百、斜黍九十、其の長さまさに同じきを思ひて、自ら其の神解に誇り、遂に妄(みだり)に意(おも)ひ以て千歳の祕(ひそ)を獲(と)と爲す。……載堉乃ち一を以て横黍と爲し、九十を以て斜黍と爲し、八十一を以て縱黍と爲して、これを牽合して證と爲す。」(二一〇～二二二頁)「宋の時、李照・范鎮……、律を制しておのおの殊なるを觀て、以て知るべし。それ黍に肥瘠ありて、大小定まらず。律高うして度短らんことを欲する者は、其の小を取る。律濁(にご)りて度長らんことを欲する者は、其の大を取る。みな言を黍に託して、以て己が意の爲(つく)らまく欲しき所の者を求む。故に司馬君實、累黍の説を取らずして、一に古尺を以て斷と爲さんと欲す。苟(いざし)くも史籍を讀まば、古今の弊、曉然として悟るべし。しかるに縱横斜黍を以て妙解と爲す者は、また不學の過ちなり。」(二二一～二二二頁)と見える。また、『荻生考(第六二冊)』所収「周尺ノ考」には、「其(ノ)後、五代ノ王朴、宋朝ノ李照……ナド、音樂ノコトヲ爭論シタルトキモ、皆々己ガ説ノ方人ノ爲ニ、何レモ黍ヲ累ヌルコトヲ云(ヒ)タレドモ、黍ノ大小不同ナルモノユヘ、同(ジ)ク黍ヲ累(ネ)テ尺ヲ定ムルト云(フ)コトヲバ、司馬溫公ナドハ、甚(ダ)是ヲ譏(リ)タルコトナリ。シカルニ、朱載堉ハ、縱黍八十一、横黍百、斜黍九十二

テ、畢竟、同ジ長サニナルコトヲ、フト工夫シテ、是ヲ面白キコトニ思（ヒ）テ、右ノ妄説ヲ杜撰シタルモノナリト見ヘタリ。」（一三三頁）とあるほか、同「荻生考（第六二冊）」所収「黍ノ考」では、累黍の法に対する徂徠と北溪の考証と見解が報告されている。

【二一】

〈附字〉

本邦之樂、受諸華夏。其在唐以前、具如樂制篇所述。⁽¹⁾但樂律與東魏及明制符合。⁽²⁾東魏則朝聘弗通、莫由傳習。明則室町氏時、亦嘗一二修貢、未聞其有往學者。然伶工獲其律管、私相傳受、⁽³⁾謂爲 （前略） 本邦舊制、亦未可知也。

〈訓読〉

本邦の樂、諸を華夏に受く。其の唐以前に在ること、具に樂制篇に述ぶる所の如し。但だ樂律は東魏及び明の制と符合す。東魏は則ち朝聘通ぜず、伝習するに由莫し。明は則ち室町氏の時、亦た嘗て一二、貢を修むるも、未だ其の往きて学ぶ者の有ることを聞かず。然れども伶工、其の律管を獲て、私かに相伝授して、謂ひて本邦の旧制と爲すも、亦た未だ知るべからざるなり。

〈訳〉

我が国の音楽は、古代中国から受け継いだものである。それが唐以前のものであることは、つぶさに『樂制篇』に述べたとおりである。そうではあるが、樂の律（音律）は東魏及び明の（洪武年間の）制度と符合する。東魏については、（我が国では東魏への）朝聘を通じておらず、（東魏の樂を）伝習する機会はなかった。明については、（我が国では）室町幕府（一三三六―一五七三）の時、一、二度ほど、（明に）貢ぎ物を納めたものの、（我が国から明に）赴いて（その樂を）学んだ者がいたとは、未だ聞いたことがない。しかしながら、樂人はその律管を手に入れて、ひそかに代々伝授し、我が国の（音律の）古制であると言っているのだが、（それも）またよくわからないのである。

〈注〉

(1) 本邦之樂、受諸華夏。其在唐以前、具如樂制篇所述 ここに言う「樂制篇」とは、徂徠が『樂律考』と共に著した『樂制篇』のことであ

る。『楽律考』が、特に音律（十二律）の基準音たる黄鐘律を取り上げて論じたものであるのに対し、『楽制篇』は、主に調の規定について論じたものである。両書の成立事情や関係性、概要等については、拙稿「荻生徂徠の楽律研究——主に『楽律考』『楽制篇』『琴学大意抄』をめぐる」、『荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期——『大楽発揮』五篇と楽書十卷（逸書）の関係性に着目して」に述べたので、ここでは省略する。

さて、本書『楽律考』の当該記述において、徂徠は、日本の音楽が、唐より前の中国から伝えられたものであるという自身の見解を述べるが、『楽制篇』では、この見解が、古楽の調という観点から、次のように論じられている。すなわち、「本邦樂制、唯有五調。一日一越調、二日平調、三日雙調、四日黃鐘調、五日般涉調。而平調之別有大食調、一作大石調。併此爲六調。」……「本邦樂制、即周・漢遺制、六朝時所傳者也。」……「漢劉向錄藝文樂記二十三篇、樂歌詩四篇外、皆琴。樂府・相和曲、有清調・平調・瑟調、皆周房中樂遺聲、漢世謂之三調。此琴與房中樂、以其爲士君子所恆習者、故獨傳也。相和又有楚調・側調。楚調者漢房中樂、側調者生於楚調。」「隋……及平陳之後、獲江南宋・齊樂、別置清商署、謂之清商三調、又謂之清樂。……此終江南世、因漢三調之舊、隋始比諸夷狄之樂、而三調之制尙存也。唐高祖命祖孝孫定樂八十四調、而演清樂爲燕樂二十八調。此唐旋宮後、五調遂亡也。……此唐時五調雖壞、猶存于琴也。……合此數者而觀之、琴與五調、相須以傳。」「稽諸國史、……此五調與琴傳諸（附考）本邦者、當在梁・陳以前。」とある。これを要約すると、——周・漢の樂の遺制は五つの調からなるものである。その五調の制（清調・平調・瑟調の三調及び楚調・側調のこと。「訳注稿（三）」五〇～五一頁及び本稿末の附記参照）は魏・晋・南朝（六朝）・隋まで伝えられ、唐代に失われてしまった。しかし、古楽五調の制は、琴（中国古来、聖賢の樂器として伝承され続け、日本にも伝来した七絃琴（現在の呼称は「古琴」）のこと。徂徠にはまた琴（きん）に関する著作『琴学大意抄』『幽蘭譜抄』等がある）の調に遺されており、且つ日本には、六朝期の南朝梁・陳以前に、五調の制が琴と共に伝えられた。よって我が国の樂制（調の規定）は、中国六朝期の南朝梁・陳以前、つまり唐より前に伝えられたものである。——ということが『楽制篇』に述べられている。このような内容を指して、『楽律考』の当該記述では「……具如樂制篇所述」というのであろう。

(2) **樂律與東魏及明制符合** 東魏の樂律については、本書の【六】段落に「東魏以中呂爲黃鐘。」とあり、徂徠は、東魏の黃鐘音高が、周・漢の仲呂の音高に当たるとみなしたことが知られる（「訳注稿（二）」三七～三九頁参照）。また、本書【九】段落には、「明洪武時、冷謙以中呂爲黃鐘。」とあり、明の洪武年間に冷謙が定めた黃鐘も、同じく周・漢の仲呂の音高に当たるとみなしたことが明らかである（本稿六

三頁参照）。一方、日本の楽律については、本書冒頭部【一】に、「本邦樂律、一日一越調、……、八日黃鐘調、……。伶工相承、以一越爲黃鐘、……、黃鐘爲林鐘、……」と見え、更に、【三】では、「今謹按^{（編字）} 本邦之樂、原周・漢遺音、律亦周・漢之律、而第八黃鐘調聲、乃周・漢黃鐘也。」と述べている（訳注稿（一）一二七、一三二頁参照）。つまり、日本の樂人の伝承では、十二律の第一音で基準音である壹越が、中国の黃鐘に当たると伝えられてきたが、徂徠は、日本十二律の第八音である黃鐘の音高が、中国周・漢の黃鐘音高に当たる、とみなしたことが知られよう。この徂徠の説と樂人の伝承を併せると、樂人が伝える日本十二律の基準音（壹越）の音高は、周・漢の仲呂の音高に相当するという結果になる（表一参照）。この音高は、右に挙げた東魏及び明（洪武年間）の基準音（黃鐘）の音高に対する分析の結果——周・漢の仲呂の音高に当たる——と合致することから、「樂律與東魏及明制符合」と述べるのであろう。

表一 樂人の伝承と徂徠の説による日中十二律の対応関係

日本の十二律	〔一〕	壹越		黄鐘 こうしやう	仲呂	徂徠の説…相当する中国周・漢の十二律
	〔二〕	断金	大呂	蕤賓	仲呂	
	〔三〕	平調	太簇	林鐘	夷則	
	〔四〕	勝絶	夾鐘	夷則	南呂	
	〔五〕	龍吟 （下無）	姑洗	南呂	無射	
	〔六〕	双調	仲呂	無射	應鐘	
	〔七〕	鳧鐘	蕤賓	應鐘	黄鐘 こうしやう	
	〔八〕	黄鐘 わうしやう	林鐘	黄鐘 こうしやう	大呂	
	〔九〕	鸞鏡	夷則	大呂	太簇	
	〔十〕	盤涉	南呂	太簇	夾鐘	
	〔十一〕	神仙	無射	夾鐘	姑洗	
	〔十二〕	鳳音 （上無）	應鐘	姑洗	仲呂	

(3) 伶工獲其律管、私相傳受 日本の樂人が明朝由来の律管を手に入れて代々伝授したというような記録は、管見では見聞したことはない。ただし周知の如く、室町時代に恩徳院の詮芸と樂人の豊原敦秋が作ったという律管「年次」と「恩徳院」は、徂徠が生きた江戸期にも伝存しており、模作もなされ、元禄三年（一六九〇）成立の『樂家録』にも記載されるなど、当時よく知られていたとみられる（林謙三『東アジア樂器考』四一七～四三二頁「恩徳院の律管をめぐって」、高瀬澄子「日本で作られた律管」参照）。恩徳院の律管については、本書後半の【二七】に言及があることから、徂徠もこれを知っていたのは確かである。律管「年次」と「恩徳院」が作製されたのは、室町期の応永十九年（一四二二）と二十一年（一四一四）であるが、この時期は、中国においては明の洪武年間末から十一年後に当たる。よって、当該記述（「伶工獲其律管、私相傳受」）は、これら室町時代から伝わる律管の存在を念頭に置いて、述べたものとも考えられる。

参考文献

- 『唐六典』(唐) 李林甫等撰、一九九二年、中華書局
- 『旧五代史』(宋) 薛居正等撰、一九七六年、中華書局
- 『新五代史』(宋) 歐陽脩撰、一九七四年、中華書局
- 『律呂新書』(宋) 蔡元定撰、『性理大全(四)』(明) 胡広等纂修(孔子文化大全、一九八九年、山東友誼書社) 所収
- 『玉海』(宋) 王昶麟輯、二〇〇七年、広陵書社
- 『文獻通考』(宋・元) 馬端臨著、二〇一一年、中華書局
- 『宋史』(元) 脱脱等撰、一九七七年、中華書局
- 『全宋文』曾棗莊・劉琳主編、二〇〇六年、上海辭書出版社・安徽教育出版社
- 『荊川先生稗編』(明) 唐順之輯、万曆九年序刊本
- 『類經附翼』(明) 張介賓撰、(江戸期) 和刻本『類經・類經附翼・類經附翼』所収
- 『頓宮礼楽疏』(明) 李之藻撰、万曆四十六年序刊本(馮時来刻本)、静岡県立中央図書館葵文庫所蔵 [AC006]
- 『明史』(清) 張廷玉等撰、一九七四年、中華書局
- 『宋会要輯稿』(清) 徐松輯、一九五七年、中華書局
- 『琴史統』(民国) 周慶雲纂、一九一九年、夢坡室蔵版
- 『律尺考驗』(江戸期) 中村惕齋著、『日本經濟叢書』卷二(一九一四年、日本經濟叢書刊行会) 所収
- 小島毅『宋代の楽律論』『東洋文化研究所紀要』第一〇九冊、一九八九年
- 戴念祖『天潢真人朱載堉』二〇〇八年、大象出版社
- 高瀬澄子『日本で作られた律管』『冲縄芸術の科学』第二五号、二〇一三年
- 田中有紀『中国の音楽思想——朱載堉と十二平均律——』二〇一八年、東京大学出版会
- 林謙三『東アジア楽器考』一九七三年、カワイ楽譜
- 山寺美紀子『荻生徂徠の楽律研究』『楽律考』——主に『楽律考』『楽制篇』『琴学大意抄』をめぐって——『東洋音楽研究』第八〇巻、二〇一五年
- 山寺美紀子『荻生徂徠著『楽律考』の成立時期に関する一考察——荻生北溪著『楽律考解』(無窮会専門図書館神習文庫所蔵)の紹介を兼ねて——』、無窮会『東洋文化』復刊第一一三号、二〇一六年
- 山寺(小野)美紀子『荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期——『大楽発揮』五篇と楽書十卷(逸書)の関係性に着目して——』『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三四巻、二〇一七年

山寺(小野)美紀子「荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期(承前)——他の著述との照合による比定、及び従来の説に対する再検討——」『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三五卷、二〇一八年

山寺美紀子「荻生徂徠の音楽に関する新出資料五点とその意義について——享保五年に有馬兵庫頭の問いに答えた書、「三五要略考」及び音楽に関する覚書、琴(七絃琴)に関する文書、吉水院旧蔵楽書に関する文書、中根元圭に宛てた書簡——」『関西大学東西学術研究所紀要』第五一輯、二〇一八年

山寺美紀子「荻生徂徠の『楽律考』『楽制篇』並びにその楽律論の継承と影響(その一、荻生北溪)」、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター研究報告12『近世日本と楽の諸相』、二〇一九年

附記 「訳注稿(一)」「訳注稿(二)」「訳注稿(三)」「訳注稿(四)」の訂正事項

「訳注稿(一)」一二四頁五行目：誤「(「名家本」と略記)」↓正「(「名家叢書本」と略記)」

「訳注稿(二)」一二四頁一二行目：誤「『消暑漫筆』二筆」↓正「『消暑漫筆』二編二筆」

「訳注稿(二)」一二五頁五行目：誤「一、平出の箇所は、底本どおり一字分空けた。」↓正「一、闕字の箇所は、底本どおり一字分空けて右傍に〈闕字〉と記し、代字・通用字・誤記と思しき箇所には、右傍に〈ママ〉と記した。」

「訳注稿(三)」五一頁六〜九行目における「楽制篇」からの引用文を、以下のとおり訂正する(訂正箇所は傍線で示す)。「漢劉向録藝文樂記二十三篇、樂歌詩四篇外、皆琴。」樂府・相和曲、有清調・平調・瑟調、皆周房中樂遺聲、漢世謂之三調。此琴與房中樂、以其爲士君子所恆習者、故獨傳也。相和又有楚調・側調。楚調者漢房中樂、側調者生於楚調。……隋……及平陳之後、獲江南宋・齊樂、別置清商署、謂之清商三調、又謂之清樂。煬帝定清樂・西涼・龜茲・天竺・康國・疎勒・安國・高麗・禮畢爲九部樂。此終江南世、因漢三調之舊、隋始比諸夷狄之樂、而三調之制尙存也。」

「訳注稿(四)」二七頁一六行目：誤「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」↓正「荻生考(第六二冊)」所収「周尺ノ考」

本稿は、日本学術振興会 科学研究費 基盤研究(C)「荻生徂徠の音楽に関する著作、及び研究と実践について——基礎的研究から全貌解明へ——」(代表 山寺美紀子、課題番号17K02305)による研究の一部である。